

# 第1章 基本計画策定の趣旨

---

## 1. 基本計画策定の趣旨

いきいきとしたふるさと中津川をめざして、市民が安全で安心して暮らせる地域社会は、私たち中津川市民の願いです。

しかし、近年本市でも凶悪な犯罪の増加や社会情勢の変化により、暮らしの中に大きな不安が広がっています。

「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る」を合言葉に、私たち一人ひとりが生活の安全に関する意識を高め、家庭、地域、学校、市役所、警察など多くの関係機関が共通認識に基づき、力を合わせて、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

こうした基本認識のもと、本市では「中津川市安全安心まちづくりモデル都市宣言」を行い、「中津川市安全安心まちづくり条例」をつくりました。

中津川市安全安心まちづくり基本計画は、この条例に基づき市民が安全で安心なまちづくりを実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するため、犯罪動向や現状を調査研究し、非行防止対策、不審者対策、いじめ対策などの犯罪を防止するための基本的な計画を策定するものであります。

なお、この基本計画の策定にあたっては、「中津川市安全安心まちづくり推進市民会議」での審議や、多くの市民、関係団体などの意見を積極的に反映し、まとめたものです。

## 2. 基本計画の施策対象の範囲

基本計画の施策対象の範囲については、条例に基づき犯罪などの発生を未然に防止するための基本となる事項を定め、もって犯罪などの防止に努めることにより、安全で安心な地域社会を実現することを目的としています。

しかし、市民の生活様式や社会状況の変化など、その時々によって、求められる施策対象の範囲は変化することが予想されるため、「安全安心まちづくり条例」においては、安全かつ安心して暮らせることができるまちづくりを特定して、犯罪などの発生防止に主眼を置いています。

また、災害及び交通安全については、すでに独立した枠組みで施策が体系化されており、現時点では「基本計画の施策対象の範囲」には含めないこととしております。

なお、防犯施策などを具体的に実施していくにあたっては、関係機関・団体などが十分に連携して、相互協力を図りながら一体となって推進することが必要です。

### 3. 計画期間

この基本計画は、本市の長期計画（新総合計画）の期間を考慮し、平成18年度から平成26年度までを計画期間とします。

なお、基本計画は、社会の急速な変化と、犯罪発生件数の増加や犯罪の内容、状況の変化などにより、適宜、見直しを行います。また、施策についても今後の犯罪の態様や発生状況の変化など社会環境、市民の意識及び行動パターンの変化などにより点検・見直しを行い、市民の意見に対応しながら、効果的かつ効率的な展開に努めることとします。